

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	令和6年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和7年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給に関する事務において、特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

狭山市長

公表日

令和6年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和6年度住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	令和5年11月2日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大することによる、追加支給を実施するための事務 給付金を支給するにあたり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・該当者の抽出のために必要な税情報等の照会 ・該当者の抽出のために必要な令和5年度及び令和6年度給付金支給対象者の照会 なお、本給付金は公的給付の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する「特定公的給付」に指定されている。
③システムの名称	臨時特別給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税均等割のみ課税世帯支援給付金対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という。）第9条第1項、別表第一 第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・番号法別表第一告示（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示）7号 ・公的給付等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二項121の項 【情報提供】 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部定額減税補足給付金等プロジェクトチーム
②所属長の役職名	総務部定額減税補足給付金等プロジェクトチーム責任者
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市総務部総務課 04-2953-1111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市総務部定額減税補足給付金等プロジェクトチーム 04-2953-1111(代)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]